

目 次

教育長訓令	
○機構改正に伴う関係教育長訓令の整理に関する教育長訓令……………	1
○北海道教育庁職員服務規程の一部を改正する教育長訓令……………	4
通達・通知	
○特地勤務手当等の運用についての一部改正について等について……………	5

教 育 長 訓 令

北海道教育委員会教育長訓令第10号

庁 中 一 般
所 管 機 関

機構改正に伴う関係教育長訓令の整理に関する教育長訓令を次のように定める。

平成28年 3月31日

北海道教育委員会教育長 柴 田 達 夫

機構改正に伴う関係教育長訓令の整理に関する教育長訓令

(北海道教育委員会の任命に係る職員の被服貸与規程の一部改正)

第 1 条 北海道教育委員会の任命に係る職員の被服貸与規程(昭和45年北海道教育委員会教育長訓令第4号)の一部を次のように改正する。

別表第1 中運転技術員(乗用自動車)及び公務補の項を削る。

別表第2 中運転技術員(乗用自動車)の項を削る。

(北海道教育庁職員服務規程の一部改正)

第 2 条 北海道教育庁職員服務規程(昭和45年北海道教育委員会教育長訓令第5号)の一部を次のように改正する。

「

別表中

総務政策局及び生涯学習推進局の局長、担当局長及び課長(参事、担当課長、医療参事、副参与及び専門参事を含む。)	教育部長
学校教育局の局長、担当局長及び課長(参事、担当課長、医療参事、副参与及び専門参事を含む。)並びに新しい高校づくり推進室の室長及び参事並びに教育指導監	学校教育監

を

「

総務政 及び課 医療参 事を含 校づく 事
学校教 局の局 (参事 、副参 。)並

」

策局の局長、担当局長長(参事、担当課長、事、副参与及び専門参む。)並びに新しい高り推進室の室長及び参	教育部長
育局及び生涯学習推進長、担当局長及び課長、担当課長、医療参事与及び専門参事を含むびに教育指導監	学校教育監

に改める。

(教育庁分課事務分掌規程の一部改正)

第 3 条 教育庁分課事務分掌規程(昭和48年北海道教育委員会教育長訓令第5号)の一部を次のように改正する。

第1条の前に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 本庁（第1条－第3条）

第2章 教育局（第4条－第9条）

附則

第4条第1項中「並びに係」を「及び主幹並びに係」に改める。

第9条第1項中「担当事務」を「担任意務」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 教育局の主幹の担任意務は、地域連携に関する事務のうち、局長が教育部長の承認を受けて定める。

別表第1中

教育政策課	広報広聴グループ 政策企画グループ 教育計画グループ 定数政策グループ	総括担当主査を含む。
-------	--	------------

を

教育政策課	政策企画グループ 教育計画グループ 定数政策グループ	総括担当主査を含む。
(担当課長)	広報広聴グループ 情報化推進グループ	総括担当主査を含む。

に、

「

教職員課	小中学校人事グループ 人事企画グループ 道立学校人事グループ	総括担当主査を含む。
(担当課長)	サービス制度グループ サービス管理グループ	総括担当主査を含む。
(担当課長)	人事制度グループ 免許グループ	総括担当主査を含む。

を

「教職員

(担当

」

生涯学習課

課	小中学校人事グループ 人事企画グループ 道立学校人事グループ 免許グループ	総括担当主査を含む。
課長)	サービス制度グループ サービス管理グループ	総括担当主査を含む。

に、

生涯学習推進・施設グループ 社会教育・読書推進グループ 生涯学習推進センターグループ ネイパル深川グループ	総括担当主査を含む。 北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル深川駐在
ネイパル砂川グループ	北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル砂川駐在
ネイパル北見グループ	北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル北見駐在
ネイパル厚岸グループ	北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル厚岸駐在
ネイパル森グループ	北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル森駐在
ネイパル足寄グループ	北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル足寄駐在

生涯学習課	生涯学習推進 社会教育・ 生涯学習推 ネイパル砂 ネイパル深 ネイパル森 ネイパル北 ネイパル足 ネイパル厚
-------	--

を

進・施設グループ 読書推進グループ 進センターグループ 川グループ	総括担当主査を含む。 北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル砂川駐在
川グループ	北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル深川駐在
グループ	北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル森駐在
見グループ	北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル北見駐在
寄グループ	北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル足寄駐在
岸グループ	北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル厚岸駐在

に改め、別表第2中

局	義務 船長
---	----------

教育指導監	
-------	--

を

局	義務教育指導監 主幹 船長
---	---------------------

--	--

に改める。

（教育庁職員等健康管理規程の一部改正）

第4条 教育庁職員等健康管理規程（昭和51年北海道教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表第3第3号中運転技術員の項を削る。

（北海道教育庁等専決代決規程の一部改正）

第5条 北海道教育庁等専決代決規程（平成元年北海道教育委員会教育長訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「課長及び室長は、当該課の所掌事務又は室の所掌事務」を「課長、室長及び主幹は、当該課若しくは室の所掌事務又は主幹の担当事務」に改める。

別表第2総務政策局の部総務課の項教育部長又は学校教育監の欄第1号及び局長又は担当局長の欄第1号中「降任及び免職」を「免職、降任及び降給」に改め、同部教育政策課の項課長の欄第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げ、同項担当課長の欄に次の1号を加える。

1 計画に基づく広報誌の発行

別表第2総務政策局の部教職員課の項課長の欄第5号の次に次の3号を加える。

6 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に基づく免許状の有効期間の延長及び更新講習修了確認期限の延長、書替え及び再交付並びに許可（市町村立中学校の主幹教諭、指導教諭又は教諭に係る免許教科外教科担任の許可を除く。）及び認定

7 免許法認定講習単位修得証明書の交付

8 特別免許状授与のための教育職員検定の申出に係る推薦

別表第2総務政策局の部教職員課の項担当課長の欄第2号から第4号までを削る。

別表第2教育職員局の部給与課の項局長又は担当局長の欄第2号中「特別の場合の昇給（の次に「永年勤務者表彰による昇給を除く。」）を加える。

別表第3中「課長及び室長」を「課長、室長及び主幹」に改め、同表第1項中「旅行命令」の次に「主幹を除く。」を加え、同表第2項中「処理」の次に「主幹を除く。」を加える。

（道立特別支援教育センター教育室設置規程の一部改正）

第6条 道立特別支援教育センター教育室設置規程（平成10年北海道教育委員会教育長訓令第4号）の一部を次のように改正する。

本則の表第1欄中「視覚障害教育室」を「視覚障がい教育室」に、「聴覚・言語障害教育室」を「聴覚・言語障がい教育室」に、「知的障害教育室」を「知的障がい教育室」に、「自閉症・情緒障害教育室」を「自閉症・情緒障がい教育室」に改める。

本則の表第2欄中「視覚障害」を「視覚障がい」に、「聴覚・言語障害」を「聴覚・言語障がい」に、「知的障害」を「知的障がい」に、「自閉症・情緒障害」を「自閉症・情緒障がい」に改める。

本則の表に次のように加える。

発達障がい教育室	発達障がい教育に関する相談に応じ、並びに調査研究及び教育関係職員の研修を行う。
----------	---

附 則

この教育長訓令は、平成28年4月1日から施行する。

北海道教育委員会教育長訓令第11号

庁 中 一 般

北海道教育庁職員服務規程の一部を改正する教育長訓令を次のように定める。

平成28年3月31日

北海道教育委員会教育長 柴 田 達 夫

北海道教育庁職員服務規程の一部を改正する教育長訓令

北海道教育庁職員服務規程（昭和45年北海道教育委員会教育長訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第9条の見出しを「(営利企業への従事等の許可)」に改め、同条第1項中「(研究職員が研究成果活用企業の役員等を兼ねる場合における営利企業の従事制限に関する規則（平成13年北海道人事委員会規則12—8）」を「(研究職員が研究成果活用企業の役員等を兼ねる場合における営利企業の従事許可等に関する規程（平成13年北海道教育委員会教育長訓令第6号)」に、「営利企業等従事許可申請書」を「営利企業従事等許可申請書」に改め、同条第2項中「営利企業等に」を「営利企業への従事等を」に、「従事する」を「行う」に、「営利企業等従事許可申請書」を「営利企業従事等許可申請書」に改め、同条第3項中「営利企

業等従事許可申請書」を「営利企業従事等許可申請書」に改める。

別記第4号様式中「営利企業等従事許可申請書」を「営利企業従事等許可申請書」に改め、同様式1の事項中「営利企業等従事の内容」を「営利企業への従事等の内容」に、「営利企業等従事予定期間」を「営利企業への従事等の予定期間」に、「営利企業等を」を「営利企業を」に改め、同様式2の事項中「営利企業等従事」を「営利企業への従事等」に改め、同様式6の事項中「受けて就いている営利企業等」を「受けている営利企業への従事等」に改める。

別記第4号様式の2及び別記第4号様式の3中「営利企業等従事許可申請書」を「営利企業従事等許可申請書」に改める。

附 則

この教育長訓令は、平成28年4月1日から施行する。

通 達 ・ 通 知

教 給 第1120号
平成28年3月31日

各 部 課 長
各 教 育 局 長
各 所 管 機 関 の 長 様
札幌市を除く各市町村教育委員会教育長
(札幌市を除く各市町村立学校長)

北海道教育委員会教育長

特地勤務手当等の運用についての一部改正について等について（通知）

特地勤務手当等の運用についての一部改正について（平成28年3月25日付け人委第767号）等の通知が別記1から別記12までのとおり北海道人事委員会事務局長からあったので、通知します。

記

- 1 特地勤務手当等の運用についての一部改正について（平成28年3月25日付け人委第767号）（別記1）
- 2 給料の調整額に関する規則の運用方針についての一部改正について（平成28年3月31日付け人委第768号）（別記2）
- 3 給与条例及び支給規則の運用についての一部改正について（平成28年3月31日付け人委第769号）（別記3）
- 4 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用についての一部改正について（平成28年3月31日付け人委第770号）（別記4）
- 5 人事交流等による採用者等の職務の級及び号俸の決定等についての一部改正について（平成28年3月31日付け人委第771号）（別記5）
- 6 給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の運用についての一部改正について（平成28年3月31日付け人委第772号）（別記6）
- 7 復職時等における号俸の調整の運用についての一部改正について（平成28年3月31日付け人委第773号）（別記7）
- 8 平成27年給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の運用についての一部改正について（平成28年3月31日付け人委第774号）（別記8）
- 9 昇給への人事評価の結果の活用に関する留意事項等について（平成28年3月31日付け人委第775号）（別記9）
- 10 管理職手当に関する規則第2条第2項ただし書、別表第1、別表第2及び別表第3の規定に基づく指定についての一部改正について（平成28年3月31日付け人委第782号）（別記10）
- 11 校長、教頭及び事務長に係る管理職手当についての一部改正について（平成28年3月31日付け人委第784号）（別記11）
- 12 教育職給料表の適用を受ける職員の職務の級の決定についての一部改正について（平成28年3月31日付け人委第785号）（別記12）

（教育職員局給与課給与制度グループ）

別記1

人 委 第767号
平成28年3月25日

北海道総務部長
北海道教育庁教育部長
北海道警察本部警務部長 様
北海道選挙管理委員会事務局長
各海区漁業調整委員会事務局長

北海道人事委員会事務局長

特勤手当等の運用についての一部改正について（通知）
特勤手当等の運用について（平成22年11月30日付け人委第470号通知）の一部が次のとおり改正されたので、通知します。

記

第4項中「第7条関係」を「第8条関係」に、「第7条の」を「第8条の」に改める。
第5項中「第8条関係」を「第9条関係」に改める。

（給与課給与グループ）

別記2

人 委 第768号
平成28年3月31日

北海道総務部長
北海道教育庁教育部長
北海道警察本部警務部長
北海道議会事務局長
北海道監査委員事務局長
北海道選挙管理委員会事務局長 様
北海道連合海区漁業調整委員会事務局長
各海区漁業調整委員会事務局長
北海道内水面漁場管理委員会事務局長
札幌市教育委員会学校教育部長
北海道人事委員会事務局長

北海道人事委員会事務局長

給料の調整額に関する規則の運用方針についての一部改正について（通知）
給料の調整額に関する規則の運用方針について（昭和38年10月1日付け38人委第587号通知）の一部が次のとおり改正されたので、平成28年4月1日以降はこれによって実施してください。

記

別表第1関係第8項中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

（給与課給与グループ）

別記3

人 委 第769号
平成28年3月31日

北海道総務部長
北海道教育庁教育部長

北海道警察本部警務部長
北海道議会事務局長
北海道監査委員事務局長
北海道選挙管理委員会事務局長 様
北海道連合海区漁業調整委員会事務局長
各海区漁業調整委員会事務局長
北海道内水面漁場管理委員会事務局長
札幌市教育委員会学校教育部長
北海道人事委員会事務局長

北海道人事委員会事務局長

給与条例及び支給規則の運用についての一部改正について（通知）

給与条例及び支給規則の運用について（昭和44年5月1日付け44人委第308号通知）の一部が次のとおり改正されたので、平成28年4月1日以降はこれによって実施してください。

記

第2第1項の(1)中「降格」の次に「、降号」を加える。

第10第3項の(2)エ中「3級」の次に「又は中学校及び小学校教育職給料表の職務の級3級」を加える。

第10第4項の2中「第27条関係」を「第27条及び第29条の6関係」に改め、「第27条第2項第3号」の次に「及び第29条の6第2項第2号」を、「失った日」及び「取り消された日」の次に「の前日」を加える。

第10第10項の(1)を削り、同項の(2)中「第29条の8の2第1項第3号」を「第29条の8の2第3号」に、「に掲げる「勤務成績が良好でない職員」は」を「の「人事委員会の定める職員」は」に、「「勤務成績が良好でない職員」に該当した」を「職員の区分に該当した」に、「これらの規定に掲げる「勤務成績が良好でない職員」を「当該職員の区分」に改め、同項の(2)エを削り、同項の(2)を同項の(1)とし、同項の(3)を削り、同項の(4)中「第2号ア」を「(1)ア」に、「同号ただし書」を「(1)ただし書」に、「当該「勤務成績が良好でない職員」を「支給規則第29条の8第1項第4号又は第29条の8の2第3号に掲げる職員の区分」に改め、同項の(4)を同項の(2)とし、同項の(5)中「第2号イ」を「(1)イ」に改め、同項の(5)を同項の(3)とし、同項の(6)中「第29条の8第3項」を「第29条の8第2項」に、「適当でない」を「著しく困難であると認められる特別の事情がある」に改め、同項の(6)を同項の(4)とし、同項の(7)中「第29条の8の2第1項」を「第29条の8の2」に改め、同項の(7)を同項の(5)とし、同項の(5)の次に(6)として次のように加える。

(6) 任命権者は、(1)イの「勤務成績に及ぼす影響の程度が軽微であるもの等」の事実をあらかじめ定めたときは、その内容を人事委員会に報告するものとする。

別紙第2の教示の第1項中「60日」を「3月」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、第2項を削り、第3項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定又は」及び「(裁決)」を削り、同項ただし書中「、決定」及び「(処分又は裁決)」を削り、同項を第2項とし、第4項を第3項とする。

（給与課給与グループ）

別記4

人 委 第770号
平成28年3月31日

北海道総務部長
北海道教育庁教育部長
北海道警察本部警務部長
北海道議会事務局長
北海道監査委員事務局長
北海道選挙管理委員会事務局長 様
北海道連合海区漁業調整委員会事務局長
各海区漁業調整委員会事務局長
北海道内水面漁場管理委員会事務局長

札幌市教育委員会学校教育部長
北海道人事委員会事務局長

北海道人事委員会事務局長

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用についての一部改正について
（通知）

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用について（昭和48年4月1日付け48人委第267号通知）の一部が次のとおり改正されましたので、平成28年4月1日以降はこれによって実施してください。

記

第11条関係第2項中「第11条第1項」を「第11条第1項第1号イ」に、「当該」を「前条の規定により決定された」に、「同表」を「初任給基準表」に、「とき」を「職員」に、「者の職務の級が行政職給料表の2級以上の職務の級である場合」を「職員であってその職務の級が2級以上であるもの」に改め、同条関係第3項中「第11条第1項」を「第11条第1項第1号イ」に、「第23条第1項」を「第23条の2第1項」に、「された」を「される」に改め、同条関係第4項中「第11条第1項ただし書」を「第11条第1項第2号」に、「者」を「職員」に、「たとえば」を「例えば」に、「同表」を「初任給基準表」に、「者のうち」を「職員のうち」に、「者等」を「もの等」に改める。

第19条関係第1項中「勤務成績報告書等並びに昇給及び勤勉手当に係る勤務成績の判定結果」を「人事評価の結果」に改め、同条関係第2項中「、第3号若しくは第4号」を「若しくは第3号」に、「から第3号まで」を「若しくは第2号」に改める。

第22条関係第1項中「又は第2項の規定により」を「の規定により」に、「同条第1項又は第2項の規定を」を「同項の規定を」に改め、同条関係第3項を次のように改める。

3 第22条第4項の規定により職員の号俸を決定する場合には、あらかじめ個別に人事委員会の承認を得なければならない。

第33条関係を削る。

第33条の2関係中「第33条の2」を「第33条」に改め、同条関係を第33条関係とする。

第35条関係第1項を次のように改める。

1 第35条第1項第3号の「人事委員会の定める職員」は、評価終了日以前における直近の人事評価の結果が下位（当該職員が発揮した能力の程度又は任命権者が定める当該職員が果たすべき役割を果たした程度が通常を下回るものをいう。）の段階である職員とする。

第35条関係第2項ただし書を削り、同項第1号中「基準期間」の次に「（第35条第4項第1号に規定する基準期間をいう。以下同じ。）」を加え、同項第4号を削り、同項第5号中「次項第4号」を「次項第3号」に、「第1号から第3号まで」を「前3号」に、「又は学校職員給与条例」を「、学校職員給与条例」に改め、「同じ。）」の次に「又は警察職員給与条例第6条第4項後段」を加え、同号を同項第4号とし、同条関係第3項ただし書及び同項第3号を削り、同項第4号中「第1号又は第2号」を「前2号」に、「又は学校職員給与条例第6条第4項後段」を「、学校職員給与条例第6条第4項後段又は警察職員給与条例第6条第4項後段」に改め、同号を同項第3号とし、同条関係第5項中「又は学校職員給与条例第6条第4項後段」を「、学校職員給与条例第6条第4項後段又は警察職員給与条例第6条第4項後段」に改め、同条関係第6項を次のように改める。

6 第35条第2項の規定により同条第1項第3号アに掲げる職員をCの昇給区分に、同号イに掲げる職員をC又はDの昇給区分に決定しようとする場合には、あらかじめ人事委員会に協議するものとする。ただし、あらかじめ人事委員会に協議して定めた基準に従い取り扱うときは、この限りでない。

第35条関係第12項中「昇給日において職員を昇給させなかった場合又は職員」を「職員（道職員給与条例第5条第6項、学校職員給与条例第6条第6項又は警察職員給与条例第6条第6項の規定の適用を受ける職員を除く。）」に、「若しくは」を「又は」に改め、同項を同条関係第14項とし、同条関係第11項中「第35条第6項」を「第35条第8項」に改め、同項各号中「第5項」を「第7項」に改め、同項を同条関係第13項とし、同条関係第10項中「第35条第6項」を「第35条第8項」に改め、同項を同条関係第12項とし、同条関係第9項中「第35条第4項」を「第35条第6項」に改め、同項を同条関係第11項とし、同条関係第8項中「第35条第2項第1号」を「第35条第4項第1号」に改め、同項を同条関係第9項とし、同項の次に次の1項を加える。

10 第35条第6項の「人事委員会が定める場合」は、その所属する職員が著しく少数である場合等で、あらかじめ人事委員会と協議して定めた場合とする。

第35条関係第7項中「第35条第2項各号」を「第35条第4項各号」に改め、同項を同条関係第8項とし、同条関係第6項の次に次の1項を加える。

7 第35条第3項の規定により職員を昇給させようとする場合には、当該職員の人事評価の結果及び勤務成績を判定するに足りると認められる事実に基づき同条第1項に掲げる要件を満たす職員に該当すると認められる職員を当該要件を満たす職員とみなして同項の規定を適用するものとする。

第38条関係を第37条関係とし、第39条関係を第38条関係とする。

第40条関係中「第40条」を「第39条」に、「第38条又は第39条」を「第37条又は第38条」に改め、同条関係を第39条関係とする。

学歴免許等資格区分表関係第4項第2号ア中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

別表アの表大学卒の項第6号(14)中「若しくは職業能力開発総合大学校」を削り、「長期課程（）」を「特定応用課程（旧応用課程（「短大2卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。）を含む。）若しくは旧長期課程（）」に、「、旧職業訓練大学校の長期課程、」を「並びに旧職業訓練大学校の長期課程及び」に改め、「及び長期訓練課程並びに旧中央職業訓練所の長期訓練課程」を削り、同号(15)中「都道府県立農業者研修教育施設（）」を削り、「第3条」を「第3条第1号」に、「教育機関をいう。以下同じ」を「都道府県立農業者研修教育施設（以下「都道府県立農業者研修教育施設」という）」に改める。

別表アの表短大卒の項第1号(11)中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に改め、「昼間課程（）」の次に「平成26年法律第51号による改正前の同号の規定に基づき厚生労働大臣が指定した歯科技工士養成所の昼間課程を含むものとし、」を加える。

（給与課給与グループ）

別記5

人 委 第771号
平成28年3月31日

北海道総務部長
北海道教育庁教育部長
北海道警察本部警務部長
北海道議会事務局長
北海道監査委員事務局長
北海道選挙管理委員会事務局長 様
北海道連合海区漁業調整委員会事務局長
各海区漁業調整委員会事務局長
北海道内水面漁場管理委員会事務局長
札幌市教育委員会学校教育部長
北海道人事委員会事務局長

北海道人事委員会事務局長

人事交流等による採用者等の職務の級及び号俸の決定等についての一部改正について（通知）

人事交流等による採用者等の職務の級及び号俸の決定等について（平成15年4月1日付け人委第4号通知）の一部が次のとおり改正されましたので、平成28年4月1日以降はこれによって実施してください。

記

第1項第6号中「第55条」を「第8条第3項」に改める。

（給与課給与グループ）

別記6

人 委 第772号

平成28年3月31日

北海道総務部長
北海道教育庁教育部長
北海道警察本部警務部長
北海道議会事務局長
北海道監査委員事務局長
北海道選挙管理委員会事務局長 様
北海道連合海区漁業調整委員会事務局長
各海区漁業調整委員会事務局長
北海道内水面漁場管理委員会事務局長
札幌市教育委員会学校教育部長
北海道人事委員会事務局長

北海道人事委員会事務局長

給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の運用についての一部改正について
（通知）

給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の運用について（平成18年3月31日付け人委第642号通知）の一部が次のとおり改正されましたので、平成28年4月1日以降はこれによって実施してください。

記

第3条関係中「第3条第2項第5号」を「第3条第2項第6号」に改める。

第4条関係第1項中「第2条第8号」を「第2条第7号」に改める。

（給与課給与グループ）

別記7

人 委 第773号
平成28年3月31日

北海道総務部長
北海道教育庁教育部長
北海道警察本部警務部長
北海道議会事務局長
北海道監査委員事務局長
北海道選挙管理委員会事務局長 様
北海道連合海区漁業調整委員会事務局長
各海区漁業調整委員会事務局長
北海道内水面漁場管理委員会事務局長
札幌市教育委員会学校教育部長
北海道人事委員会事務局長

北海道人事委員会事務局長

復職時等における号俸の調整の運用についての一部改正について（通知）

復職時等における号俸の調整の運用について（平成18年3月31日付け人委第648号通知）の一部が次のとおり改正されましたので、平成28年4月1日以降はこれによって実施してください。

記

第1の第1項第3号を次のように改める。

- (3) 算定期間 評価終了日（規則第32条第2項に規定する評価終了日をいう。以下同じ。）
以前1年間の期間（当該期間の中途において新たに職員となった者又は規則第22条第3項、第25条第2項（第27条において準用する場合を含む。）若しくは第41条の規定により号俸を決定された者（以下「新たに職員となった者等」という。）にあっては、新たに職員となった日又は当該号俸を決定された日（以下「採用等の日」という。）

から当該採用等の日以後の最初の評価終了日までの期間)をいう。

第1の第1項第4号中「(規則第32条第2項に規定する評価終了日をいう。以下同じ。)」を削る。

第1の第2項第1号中「基準期間の末日」を「評価終了日」に、「第38条又は第39条」を「第37条若しくは第38条」に、「昇給(」を「昇給又は北海道職員等の分限に関する条例(昭和27年北海道条例第60号)第1条の5の規定による降号(」に、「当該昇給を」を「当該昇給又は当該降号を」に、「同じ。)をした」を「昇給等」という。)をした」に改め、「相当する数を加えて得た数」の次に「又は当該号俸の号数から当該降号の号俸数に相当する数を減じて得た数」を加え、同項第2号中「第78号」の次に「。以下「学校職員給与条例」という。」を、「第79号」の次に「。以下「市町村立学校職員給与条例」という。」を、「第34号」の次に「。以下「警察職員給与条例」という。」を加え、「第38条又は第39条」を「第37条又は第38条」に改め、同項第3号中「第35条関係第7項」を「第35条関係第8項」に改める。

第1の第3項第1号中「基準期間の末日(昇格の日が昇給日である場合にあっては、その直前の基準期間の末日)」を「評価終了日」に、「当該期間の末日」を「当該評価終了日」に改め、同号ア中「規則第38条又は第39条の規定による昇給」を「昇給等」に、「基準期間の末日(昇格の日が昇給日である場合にあっては、その直前の基準期間の末日。イにおいて同じ。)」を「評価終了日」に改め、同号イ中「基準期間の末日」を「評価終了日」に改め、同項第2号中「第23条第1項」を「第23条の2第1項」に改める。

第1の第7項の次に次の3項を加える。

8 平成27年12月2日から平成28年9月30日までの期間の一部又は全部を含む休職等の期間の特例

職員(次項及び第10項に規定する職員を除く。)の平成27年12月2日から平成28年9月30日までの期間の一部又は全部を含む休職等の期間に係る復職時調整における第1の第2項第1号から第3号までの規定の適用については、同項第1号から第3号までの規定中「算定期間」とあるのは「算定期間(当該算定期間に係る評価終了日が平成28年9月30日である場合にあっては、平成27年12月2日から平成28年9月30日までの期間(当該期間の中途において新たに職員となった者等のうち、第1の第2項第5号の規定の適用を受ける者にあっては平成27年12月2日以後において採用等の日における号俸の決定に係る事情等を考慮して任命権者が定める日から当該採用等の日以後の最初の評価終了日までの期間、同号の規定の適用を受けない者にあっては採用等の日以後の最初の評価終了日までの期間))」と、同項第2号中「12月」とあるのは「12月(当該算定期間に係る評価終了日が平成28年9月30日である場合にあっては、10月)」とする。

9 平成27年12月2日から平成28年12月1日までの期間の一部又は全部を含む休職等の期間の特例

学校職員給与条例又は市町村立学校職員給与条例の適用を受ける職員(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第18条第4項の規定に基づき指導主事に充てられた教員(以下「充て指導主事」という。)及び北海道教育庁組織規則(昭和46年北海道教育委員会規則第11号)第2章に規定する本庁又は同規則第3章に規定する出先機関に勤務する職員(充て指導主事を除く。))を除く。)の平成27年12月2日から平成28年12月1日までの期間の一部又は全部を含む休職等の期間に係る復職時調整における第1の第2項第1号から第3号までの規定の適用については、同項第1号から第3号までの規定中「算定期間」とあるのは「算定期間(当該算定期間に係る評価終了日が平成28年12月1日である場合にあっては、平成27年12月2日から平成28年12月1日までの期間(当該期間の中途において新たに職員となった者等のうち、第1の第2項第5号の規定の適用を受ける者にあっては平成27年12月2日以後において採用等の日における号俸の決定に係る事情等を考慮して任命権者が定める日から当該採用等の日以後の最初の評価終了日までの期間、同号の規定の適用を受けない者にあっては採用等の日以後の最初の評価終了日までの期間))」とする。

10 平成28年1月1日から同年9月30日までの期間の一部又は全部を含む休職等の期間の特例

警察職員給与条例の適用を受ける職員の平成28年1月1日から同年9月30日までの期間の一部又は全部を含む休職等の期間に係る復職時調整における第1の第2項第1号から第3号までの規定の適用については、同項第1号から第3号までの規定中「算定期間」とあるのは「算定期間(当該算定期間に係る評価終了日が平成28年9月30日である場合にあっては、平成28年1月1日から同年9月30日までの期間(当該期間の中途において

新たに職員となった者等のうち、第1の第2項第5号の規定の適用を受ける者にあつては同年1月1日以後において採用等の日における号俸の決定に係る事情等を考慮して任命権者が定める日から当該採用等の日以後の最初の評価終了日までの期間、同号の規定の適用を受けない者にあつては採用等の日から当該採用等の日以後の最初の評価終了日までの期間))と、同項第2号中「12月」とあるのは「12月（当該算定期間に係る評価終了日が平成28年9月30日である場合にあつては、9月）」とする。

（給与課給与グループ）

別記8

人 委 第774号
平成28年3月31日

北海道総務部長
北海道教育庁教育部長
北海道警察本部警務部長
北海道議会事務局長
北海道監査委員事務局長
北海道選挙管理委員会事務局長 様
北海道連合海区漁業調整委員会事務局長
各海区漁業調整委員会事務局長
北海道内水面漁場管理委員会事務局長
札幌市教育委員会学校教育部長
北海道人事委員会事務局長

北海道人事委員会事務局長

平成27年給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の運用についての一部改正
について（通知）

平成27年給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の運用について（平成27年3月31日付け人委第833号通知）の一部が次のとおり改正されましたので、平成28年4月1日以降はこれによって実施してください。

記

第3条関係第2項中「第3条第5号」を「第3条第6号」に改める。

（給与課給与グループ）

別記9

人 委 第775号
平成28年3月31日

北海道総務部長
北海道教育庁教育部長
北海道警察本部警務部長
北海道議会事務局長
北海道監査委員事務局長
北海道選挙管理委員会事務局長 様
北海道連合海区漁業調整委員会事務局長
各海区漁業調整委員会事務局長
北海道内水面漁場管理委員会事務局長
札幌市教育委員会学校教育部長
北海道人事委員会事務局長

北海道人事委員会事務局長

昇給への人事評価の結果の活用に関する留意事項等について（通知）

今般、昇給への人事評価制度の活用のための人事委員会規則及びその運用通知の改正が行われたことに伴い、昇給制度に係る留意事項等を次のとおり定めたので、平成28年4月1日以降は、これを踏まえつつ、制度の運用を適切に行ってください。

なお、給与における成績主義の推進について（平成18年11月20日付け人委第430号通知）は、廃止します。

記

1 公務に対する貢献が顕著であると認められる職員の昇給区分について

職員の昇給区分について、勤務成績が良好である職員のうち、次に掲げる事由に該当し、当該職員の公務に対する貢献が顕著であると認められる者については、勤務成績が特に良好である職員として、A又はBの昇給区分を適用することができるものとする。この場合において、エからクまでに該当するような場合には、具体的かつ客観的な事実に基づくことが求められることに留意されたい。

ア 勤務成績が特に良好であると認められ、昇任（昇格を含む。）をしたこと。

イ 遠隔の地その他生活の著しく不便な地に所在する部局等に異動し、相当の期間勤務することとなったこと。

ウ 住居の移転を必要とする異動が頻繁に行われること等により相当の負担が生じていると認められること。

エ 次に掲げる事由に該当し、当該事由により所属することとなった機関での勤務又は当該事情の終了後において所属する組織への成果還元を通じた貢献が顕著であること。

(ア) 北海道職員等の分限に関する条例（昭和27年北海道条例第60号）第1条の2第1号の規定により休職にされること。

(イ) 外国の地方公共団体の機関等その他の団体等に派遣等をされること。

(ウ) 人事交流等により給料表の適用を受けない北海道職員、職員以外の地方公務員、国家公務員等となったこと。

オ 所属する組織の業務に関し知識・経験を幅広く習得し、これに基づき、上司・同僚に対して有用な助言等を行い、組織の業務運営に対する貢献が顕著であること。

カ 相当の期間にわたり繁忙度の高い業務や負担の大きい業務に精励し、組織の業務運営に対する貢献が顕著であること。

キ 相当の期間にわたってみた場合の職務遂行状況が、通常の期待水準を超えるものであり、組織の業務運営に対する貢献が顕著であること。

ク 特別な知識・経験等を必要とする業務を適切に遂行し、組織の業務運営に対する貢献が顕著であること。

ケ 職務に直接関連する高度の免許等の資格を取得したこと等により職務遂行能力の顕著な向上があると認められること。

2 D又はEの昇給区分の適用について

D又はEの昇給区分の決定に当たっては、次に掲げる事項に留意することとされたい。

なお、人事評価の結果を適正に給与に反映させる観点からは、管理職員と職員との間において日々の十分なコミュニケーションが図られていることが重要であり、とりわけ勤務成績が良好でないと認められる事実が見られる場合には、管理職員は具体的な指導や注意を通じて、職員にあらかじめ自覚を促すなど十分な意思疎通を図ることが求められることにも、留意されたい。

(1) 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用について（昭和48年4月1日付け48人委第267号通知。以下「運用通知」という。）第33条関係に基づき、Dの昇給区分の適用対象とならない矯正措置の対象となる事実をあらかじめ定めたときは、その内容を人事委員会に報告すること。

(2) 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（北海道人事委員会規則第7—405。以下「規則」という。）第35条第2項の「その者の勤務成績を総合的に判断した場合に同号に定める昇給区分に決定することが著しく不相当であると認められるとき」及び同条第5項の「その者の勤務成績を総合的に判断した場合に当該昇給区分に決定することが著しく不相当であると認められるとき」とは、規則第35条第1項第3号若しくは第4項又は運用通知第35条関係第2項各号（第1号を除く。）若しくは第3項各号（第1号を除く。）に該当することとなる基礎となる事実がないものとした場合には、A又はBの昇給区分に決定されることとなる場合で、その者の昇給区分をD又はEに決定した場合には著しく公平を欠くこととなることとする。この場合において、「A又はBの昇給区分に決定されることとなる」具体的かつ客観的な事実及び「公平を欠くこととなる」理由を明示できる必要があること。

3 外国の地方公共団体の機関等に派遣されていた等の事情により評価結果の全部又は一部がない場合の取扱い

(1) 外国の地方公共団体の機関等に派遣されていた等の事情により評価結果の全部又は一部がない職員について、運用通知第35条関係第7項の規定により人事評価の結果及び勤務成績を判定するに足りると認められる事実を総合的に勘案して昇給区分を決定しようとするときには、必要に応じて部内の他の職員との均衡に配慮しつつ、規則第32条に規定する評価終了日以前1年間における次に掲げる事項等を総合的に勘案し、規則第35条第1項各号に規定する職員のいずれに該当するものと認められるかを判定するものとする。その際、規則第35条第3項の「外国の地方公共団体の機関等に派遣されていたこと等の事情」には、外国の地方公共団体の機関等に派遣されていたことのほか、例えば、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条の規定による育児休業をしていたこと、休職にされていたこと、人事交流等により給料表の適用を受けない北海道職員、職員以外の地方公務員、国家公務員等であったことなどを含むものとする。なお、規則第32条第2項に規定する評価終了日以前1年間において職員としての身分を保有するが全く職務に従事しなかった場合等規則第35条第1項各号に規定する職員のいずれに該当するものと認められるかを判定することができない職員（同日後昇給日までの間に新たに採用された職員を除く。）については、運用通知第35条関係第7項に規定する職員に該当しないことにより規則第35条第3項の適用がないことから昇給しない。

ア 当該事情の発生前又は終了後の人事評価の結果及び勤務成績を判定するに足りると認められる事実

イ 当該事情により所属することとなった機関の業務への取組状況

(2) 任命権者は、3(1)イに掲げる「業務への取組状況」の把握に努めなければならないこと。

（給与課給与グループ）

別記10

人 委 第782号
平成28年3月31日

北海道教育庁教育部長 様
札幌市教育委員会学校教育部長

北海道人事委員会事務局長

管理職手当に関する規則第2条第2項ただし書、別表第1、別表第2及び別表第3の規定に基づく指定についての一部改正について（通知）

管理職手当に関する規則第2条第2項ただし書、別表第1、別表第2及び別表第3の規定に基づく指定について（平成19年3月30日付け人委第615号通知）の一部が次のとおり改正されたので、平成28年4月1日以降は、これによって実施してください。

記

第1項第1号中「、特別支援学校」の次に「、義務教育学校」を加え、同号エ中「中学校」の次に「及び義務教育学校」を加え、同項第2号中「、特別支援学校」の次に「、義務教育学校」を加え、同号エ中「中学校」の次に「及び義務教育学校」を加え、同項第4号ア中「学校」の次に「並びに北海道札幌東高等学校、北海道札幌西高等学校及び北海道札幌国際情報高等学校」を加え、同号ウ中「学校」の次に「及び北海道手稲養護学校」を加える。

第2項を削り、第3項を第2項とする。

第4項第2号中「、特別支援学校」の次に「、義務教育学校」を加え、同号ウ中「中学校」の次に「及び義務教育学校」を加え、同項を第3項とする。

（給与課給与グループ）

別記11

人 委 第784号
平成28年3月31日

北海道教育庁教育部長
札幌市教育委員会学校教育部長 様

北海道人事委員会事務局長

校長、教頭及び事務長に係る管理職手当についての一部改正について（通知）
校長、教頭及び事務長に係る管理職手当について（平成19年3月30日付け人委第616号通知）の一部が次のとおり改正されたので、平成28年4月1日以降は、これによって実施してください。

記

本文中「第4項第3号」を「第3項第3号」に改め、「、第2項の表第10号及び第12号の「相当すると認められる事務長」を削る。

第1項中「第4項第3号」を「第3項第3号」に改め、同項第1号イ中「中学校」の次に「及び義務教育学校」を加え、同項第2号中「第4項第2号ア」を「第3項第2号ア」に改める。

第2項を削り、第3項を第2項とする。

（給与課給与グループ）

別記12

人 委 第785号
平成28年3月31日

北海道教育庁教育部長
札幌市教育委員会学校教育部長 様

北海道人事委員会事務局長

教育職給料表の適用を受ける職員の職務の級の決定についての一部改正について（通知）

教育職給料表の適用を受ける職員の職務の級の決定について（平成19年3月30日付け人委第635号通知）の一部が次のとおり改正されたので、平成28年4月1日以降は、これによって実施してください。

記

第1項の表中学校及び小学校教育職給料表の項中「教頭」を「副校長
教頭」に改める。

（給与課給与グループ）

